平成２２年（フ）第２１９７７号
埼玉県所沢市大字北秋津791―３
破産者　南雲　伸作
１　決定年月日　平成23年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９９３号
東京都江東区猿江１丁目23番８号
破産者　有限会社オリゴクレース
１　決定年月日　平成23年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９９４号
東京都江東区猿江１丁目23―８―２Ｆ
破産者　菅原　啓介
１　決定年月日　平成23年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２００１号
東京都足立区梅田６丁目４番14―203号
破産者　有限会社エル商事
１　決定年月日　平成23年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２００２号
東京都足立区竹の塚２丁目23―13―108
破産者　今野　妙子
１　決定年月日　平成23年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２００５号
東京都北区王子本町１丁目12番３号
破産者　有限会社アスカモータース
１　決定年月日　平成23年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２００６号
大分県宇佐市辛島89―１　ロワールマンションⅠ306、住民票上の住所東京都北区王子本町１丁目12―３
破産者　小針　秀樹
１　決定年月日　平成23年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２００７号
福島県いわき市田人町黒田字中野２、住民票上の住所東京都北区王子本町１丁目12―３
破産者　小針不二夫
１　決定年月日　平成23年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２００８号
東京都港区南青山６丁目３番11号
破産者　株式会社アートファブリック
１　決定年月日　平成23年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２００９号
東京都渋谷区渋谷３丁目11番８号
破産者　日高通信サービス株式会社
１　決定年月日　平成23年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２０３２号
東京都町田市本町田815―105
破産者　小澤　　豊
１　決定年月日　平成23年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２０３３号
東京都渋谷区東１丁目22番11号　渋谷三信ビル４Ｆ
破産者　株式会社ポンスビック
１　決定年月日　平成23年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２０６６号
東京都杉並区成田東５丁目39番12号　榎本ビル
破産者　株式会社リライク
１　決定年月日　平成23年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２０６７号
東京都杉並区成田東５丁目20―10　ビューコートＥ・Ｆ801
破産者　松田　悦子
１　決定年月日　平成23年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２１２４号
東京都足立区足立３丁目13番11―117号
破産者　有限会社ヒーロー企画
１　決定年月日　平成23年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２１２５号
東京都足立区青井１丁目１－９―107
破産者　武田　良也
１　決定年月日　平成23年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２１８６号
東京都渋谷区神宮前４丁目19番８号―301号
破産者　有限会社ｃｏｍｐｌｏｔｔｏ
１　決定年月日　平成23年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２１８７号
東京都杉並区方南１丁目34―９
破産者　高木　美音
１　決定年月日　平成23年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２２００号
東京都千代田区神田神保町１丁目19番地　Ｔ＆ＡビルＢ１
破産者　株式会社Ｔｒｉｐｌｅ　Ａ
１　決定年月日　平成23年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９号
東京都台東区台東１丁目30番８号
破産者　ＮＫエンジ株式会社
１　決定年月日　平成23年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０号
東京都台東区台東１丁目30番８号
破産者　ブレンエンジ株式会社
１　決定年月日　平成23年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１号
千葉県山武郡大網白里町みやこ野２丁目４―２―504
破産者　金内　　達
１　決定年月日　平成23年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部